

四日市市立小中学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

---

～ウェルビーイングな職場づくりのために～

令和8年4月

四日市市教育委員会

# 1 計画の趣旨と期間

## (1) 計画の趣旨

本市は「学校における働き方改革」を『第4次四日市市学校教育ビジョン』の施策の重点として位置づけ、外部人材の活用やICTによる業務効率化等、様々な取組を進めてきました。その結果、教育職員の勤務時間は改善傾向にありますが、長時間労働が解消されるには至っていない状況です。また、メンタルヘルス不調により休職する教育職員も増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえると、子どもたちへのよりよい教育のためには、学校を、全教育職員にとって、心身ともに健康で、自らの人間性や創造性を高めながら働き続けることができる職場（ウェルビーイングな職場）にしていくことが不可欠です。

本計画は、この実現のため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条および同条に基づき定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即し策定するものです。

## (2) 計画の期間

令和8年度から令和11年度。取組状況や今後の情勢等を踏まえ、適宜見直しを行う。

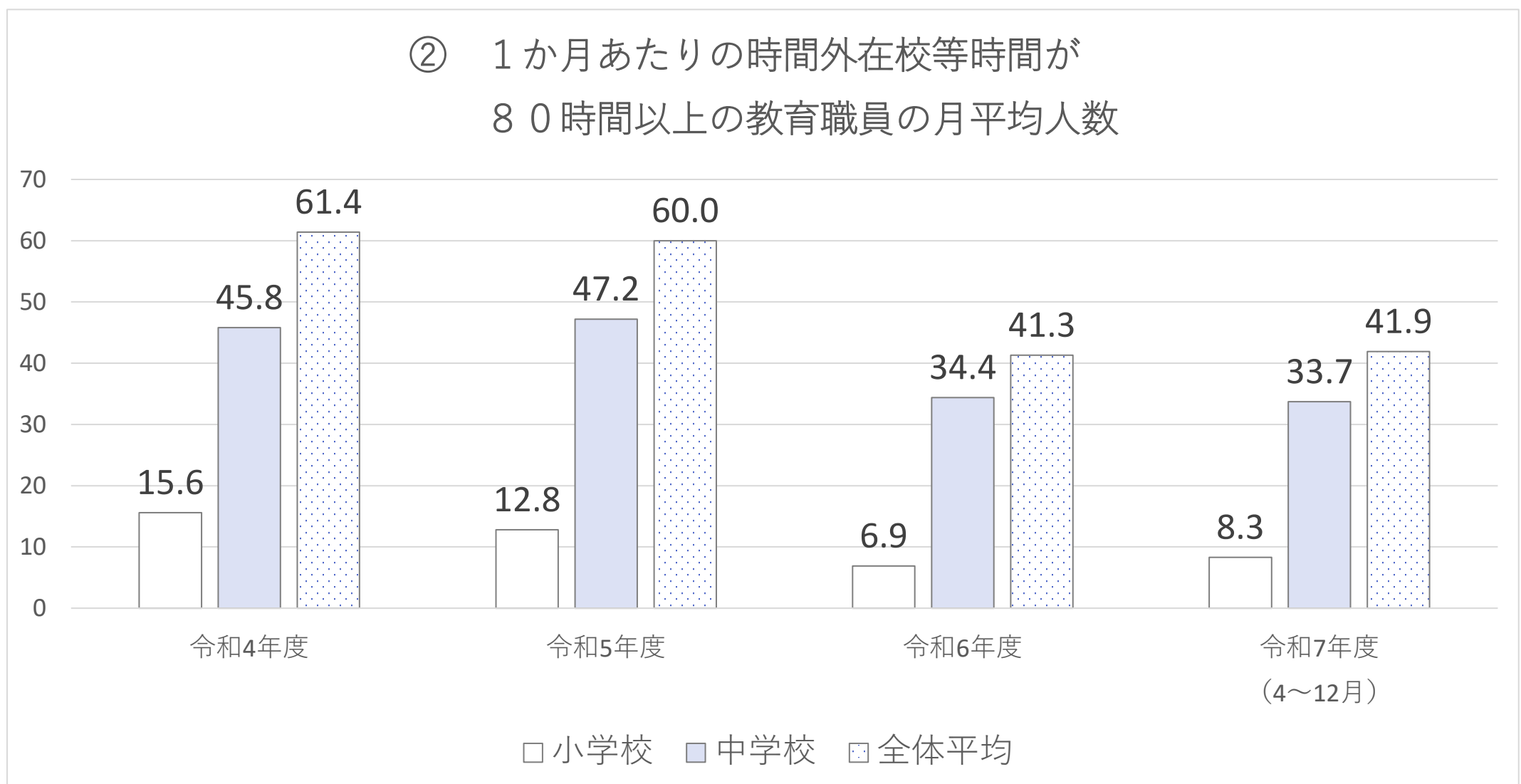
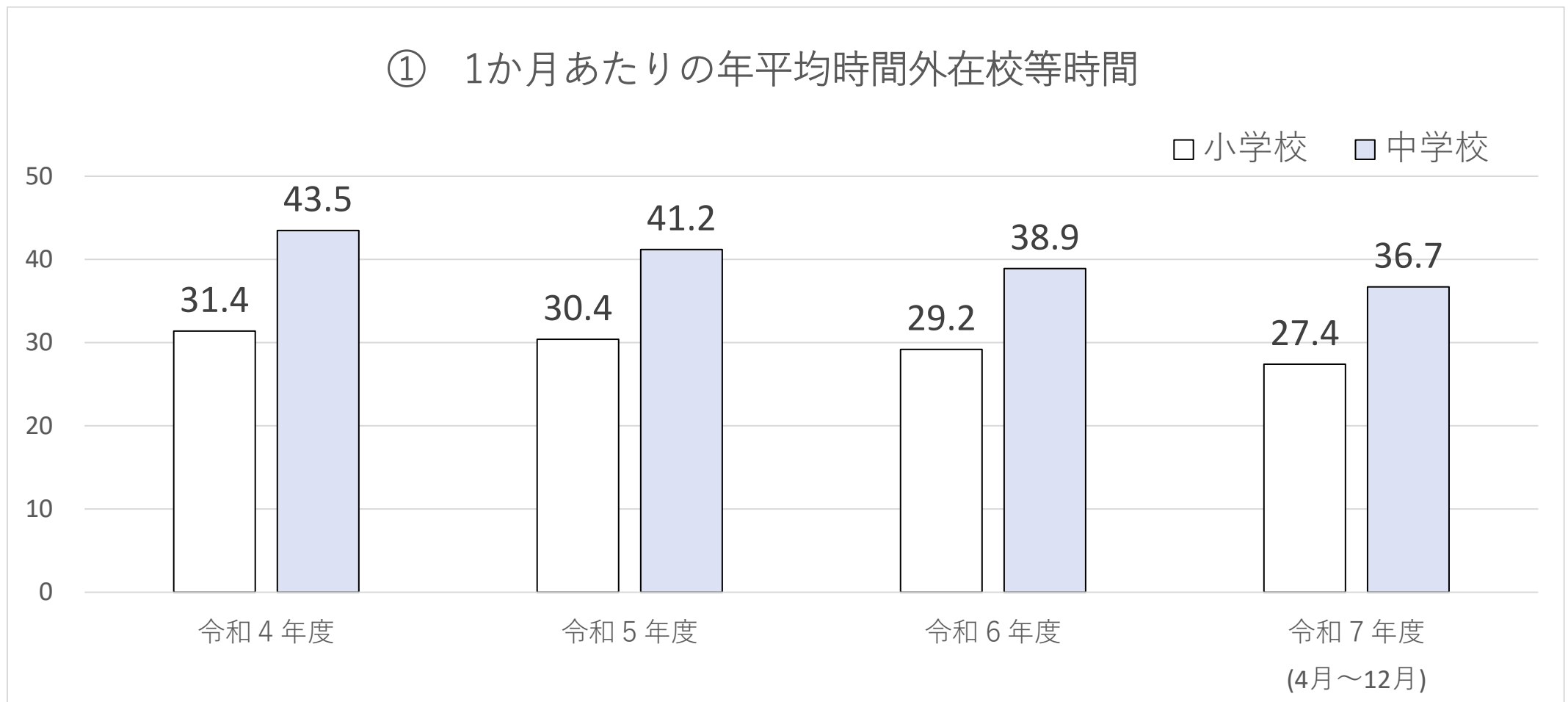
---

【ウェルビーイング】：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。（参照：文部科学省『第4期教育振興基本計画』より）

## 2 現状と課題

### (1) 時間外勤務の現状

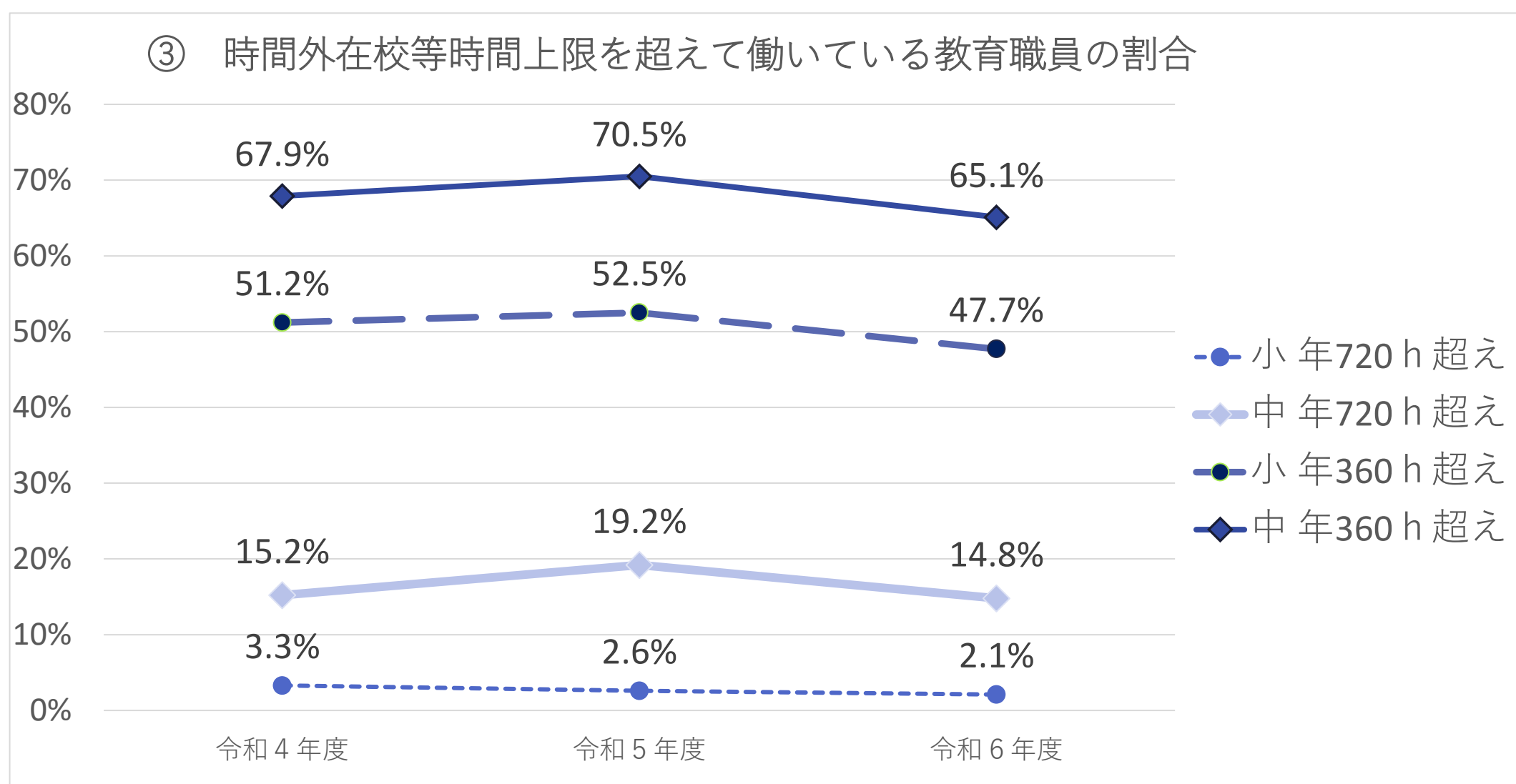
本市においては、令和2年4月に『四日市市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則』（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。



## 2 現状と課題

時間外在校等時間の月平均は、令和6年度には小学校で国が目標として示す30時間を下回った。中学校においても30時間に近づいている。(グラフ①参照)

しかし、依然として長時間労働となっている教育職員が存在しており、時間外勤務の分布には偏りが見られる。特に、時間外在校等時間が月80時間以上の、いわゆる「過労死ライン」を超えている教育職員は、月平均40人以上存在している現状がある。(グラフ②参照)



また、規則で定められている上限(1年について360時間)を超えて勤務している教育職員の実人数も、減少傾向であるものの、小中学校ともにまだ半数近く存在している。(グラフ③参照)

【過労死ライン】：厚生労働省が定める「脳・心臓疾患の労災認定基準」において、「発症1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働」の状況。このラインを超えると、発症との関連性が強いとされる。

## 2 現状と課題

勤務時間外に行っている主な業務内容は、令和6年度末に本市の教育職員に対して実施した『教職員の働き方改革に関するアンケート』結果（表④）のとおりである。

### ④ 勤務時間外に行っている業務で、かけている時間が長いもの

1位	授業準備	56%	（前回調査 57%）
2位	部活動指導	42%	（ // 49%）※
3位	学校運営	36%	（ // 36%）

※中学校勤務者の回答数に占める割合

### ⑤ 「力を入れたい」「もっと時間をかけたい」と思う業務

1位	授業準備	78%	（前回調査 76%）
2位	児童生徒への生活指導	26%	（ // 29%）
3位	特別支援が必要な 児童生徒・家庭への対応	21%	（ // 25%）

### ⑥ 負担や時間を減らしたいと思う業務

1位	部活動指導	39%	（前回調査 53%）※
2位	事務・報告書作成	29%	（ // 41%）
3位	調査・アンケートへの回答	28%	（ // 44%）

※中学校勤務者の回答数に占める割合

表④～⑥...『教職員の働き方改革に関するアンケート』（本市教育委員会）R7.3月より

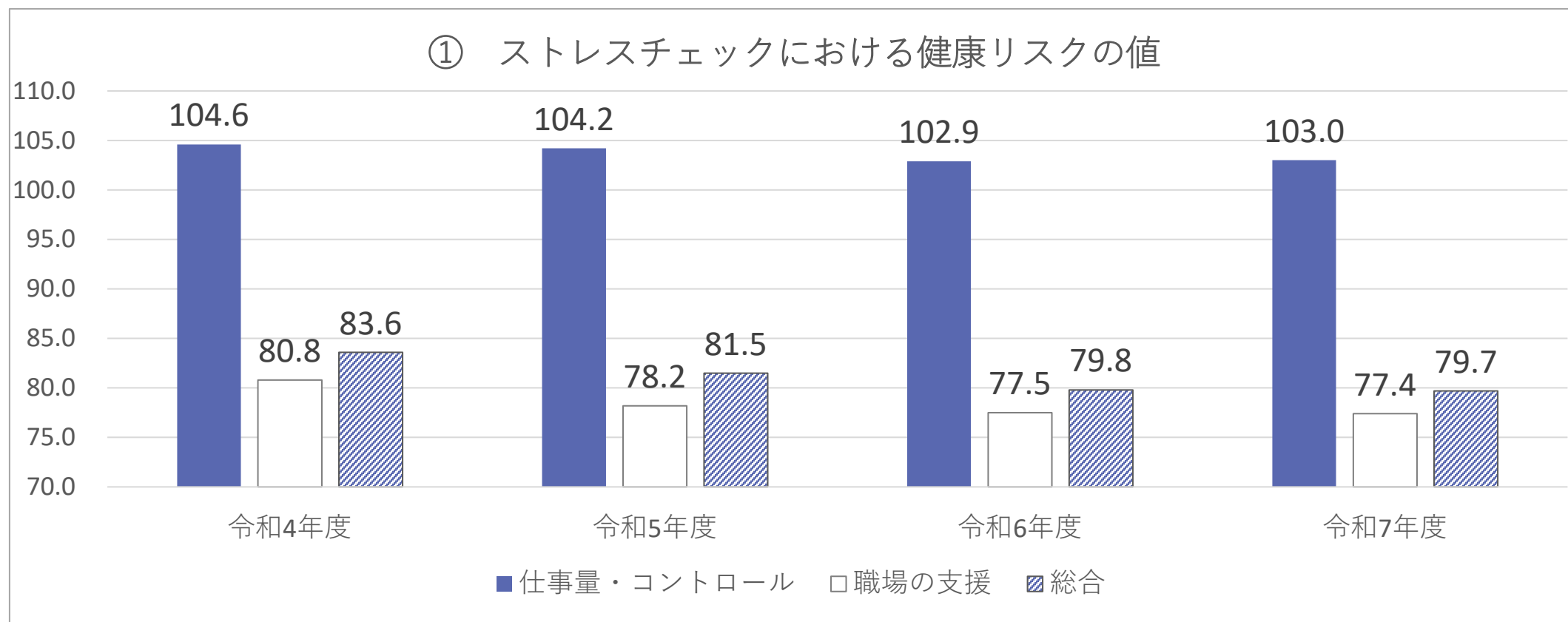
勤務時間外に行っている業務で最も多い回答があった授業準備は、教育職員が「力を入れたい・時間をかけたい」と思っている業務でもある。（表⑤参照）。授業準備に必要な時間が、勤務時間内に十分確保されていない状況が示唆される。

また、中学校勤務者において部活動指導は、勤務時間外に行われており、かつ、負担感がある業務であることが伺える。（表⑥参照）

## 2 現状と課題

### (2) 心身の負担等の現状

本市の労働安全衛生管理体制の一つとして、毎年全教育職員へストレスチェックを実施している。結果は以下の通りである。



「仕事量・コントロール」の健康リスク値は、基準値100を上回る状態が継続している。これは、業務の多さを示す「仕事の量的負担」と、個人の裁量権の低さを示す「仕事のコントロール」を組み合わせる指標であり、このリスクが高いことは、長時間労働のような「量」の問題に加えて、個人の裁量で仕事のペースや順序を調整しにくいという「質」の問題も、教育職員に精神的負担を与えていることを示唆している。

これに対し、「職場の支援」の健康リスク値は、令和7年度は77.4で、同ストレスチェック受検者の全国値83.0よりも低い値であった。これは上司・同僚からの支援が良好であることを示している。「仕事量・コントロール」の健康リスク値が高くても、「総合」の健康リスク値が低く抑えられているのは、このためである。（グラフ①参照）

表②	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	9.8%	12.9%	13.4%	11.4%	12.1%

高ストレス者の割合は、コロナ禍を境に高くなり、そこから横ばい状態が続いている。（表②参照）

【健康リスク】：仕事のストレスの特徴から予測される健康問題の危険度（健康リスク）を、標準集団の平均を100とした数値で示す。数値が低いほど良い。「総合」は、「仕事量コントロール」と「職場の支援」の健康リスクを掛け合わせて100で割ったもの。

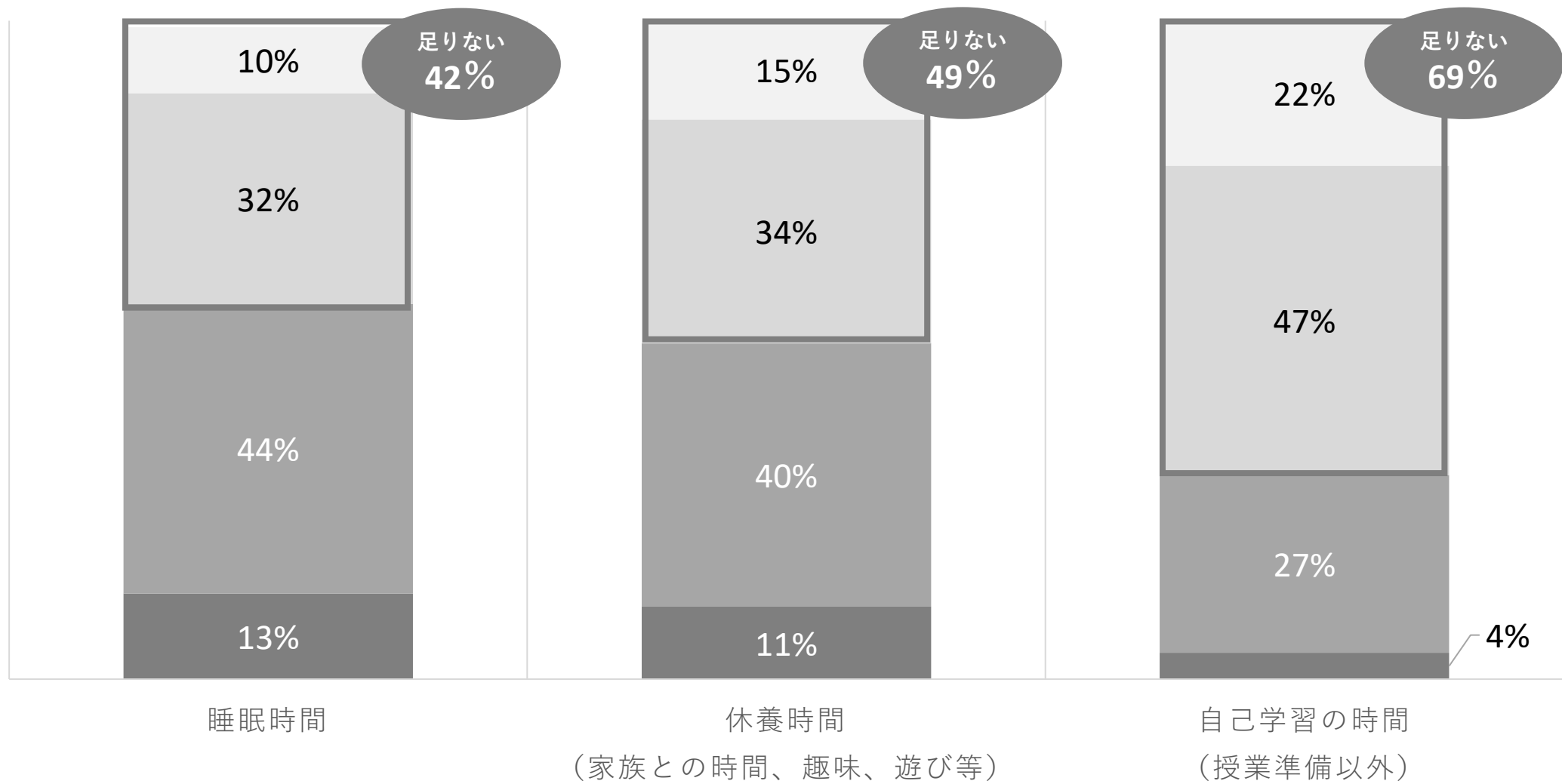
【仕事量コントロール】：「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」を判定したもの。仕事量が多いほど、また仕事のコントロールが低いほど、仕事上のストレスが生じやすい環境にあるとされる。

【高ストレス者】：心身不調の自覚症状が強い、またはストレス原因や周囲のサポートの状況が著しく悪い状態の者。

## 2 現状と課題

### ③ 自身の時間の使い方についてどのように感じているか

■ 十分とれている ■ とれている ■ やや足りない ■ とても不足している



『教職員の働き方改革に関するアンケート』 R7.3月より

『教職員の働き方改革に関するアンケート』結果では、睡眠時間不足を感じている教育職員の割合は42%、休養時間の不足は49%、自己学習の時間においては、69%の者が不足を感じている。

この結果から、教育職員のワーク・エンゲージメントを支える土台となる、睡眠と休養による心身の回復の時間と、自己学習による成長の機会が、十分でないことが示唆される。(グラフ③参照)

【ワーク・エンゲージメント】：仕事にやりがい（誇り）を感じ、熱心に取り組み、仕事から活力を得ている状態を示す。

## 2 現状と課題

### (3) 課題の整理

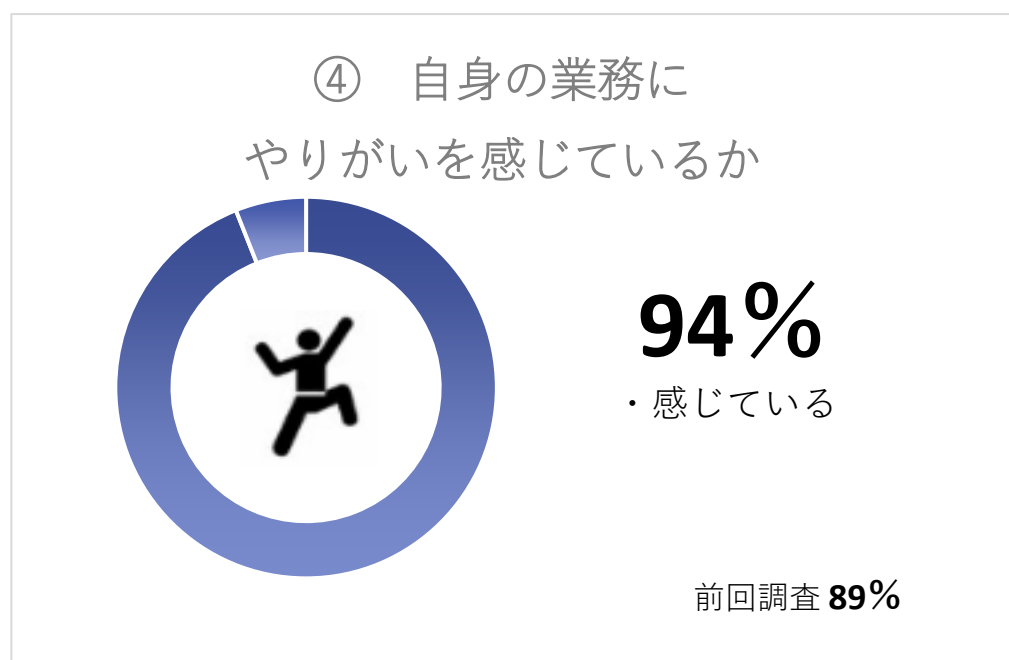
本市の課題は、以下のとおり整理される。

1つ目は、健康障害リスクが極めて高い、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員が存在していることである。たとえ本人が、熱意をもってやりがいを感じながら勤務できているとしても、過労死ラインを超えた働き方は健康を損ない、長期的に見ると教育の質の低下につながりかねない。よって、この状態を一刻も早く解消する必要がある。

2つ目は、授業づくりに必要な準備時間が、勤務時間内に十分に確保できていないことである。特に中学校では、部活動が大きな時間のかかりどころとなっている。

3つ目は、業務量の多さにより、日々の仕事の進め方やペースが、教育職員自身でコントロールしにくい状態になっており、心身の負担感を高めていることである。そして、その負担感の軽減は、職場内での上司・同僚間の支え合いに頼っている状況がある。根本的に仕事の量・質の負担を減らしていくことが必要である。

これらは、教育職員の健康と教育の質に、直結する課題である。



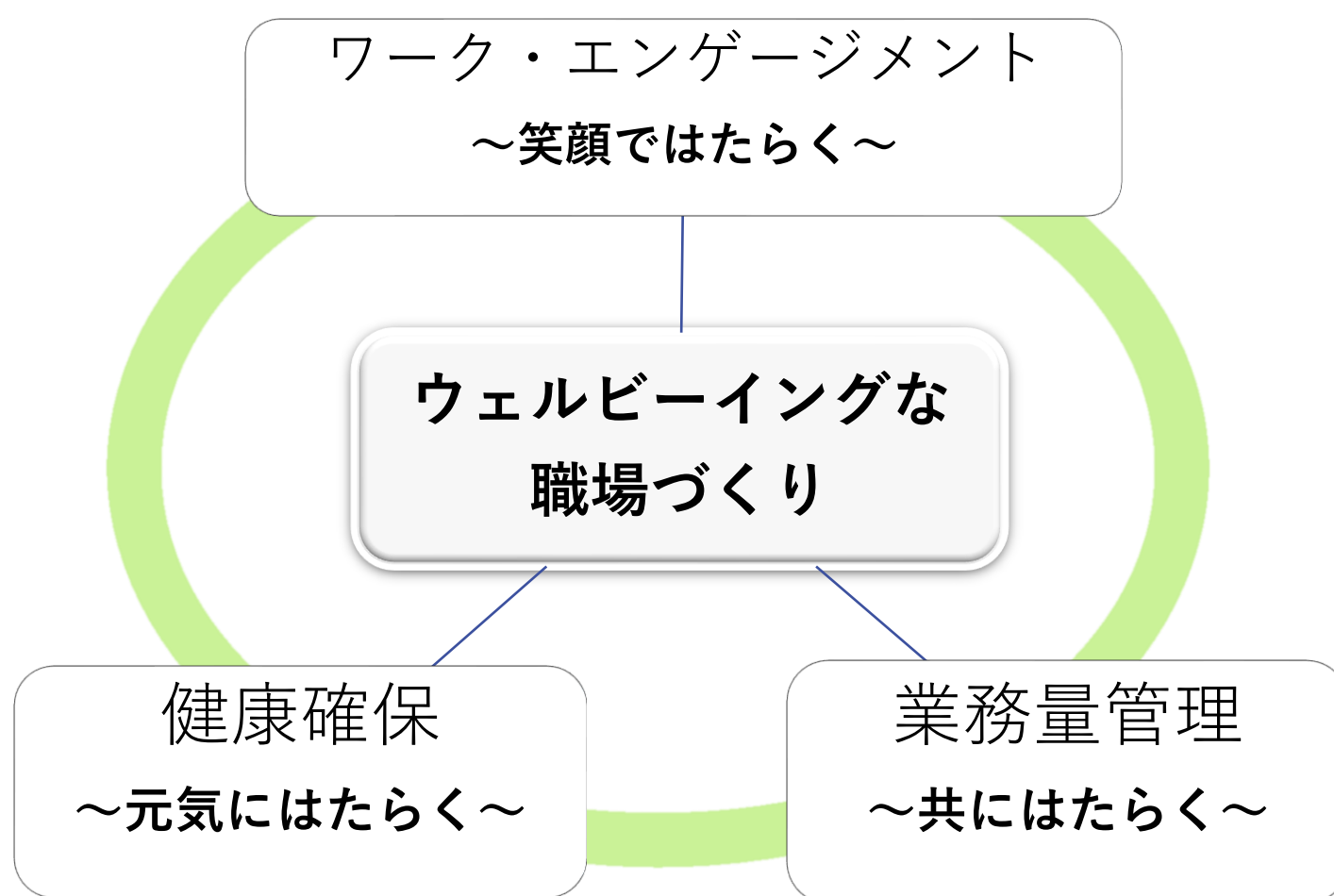
『教職員の働き方改革に関するアンケート』R7.3月より

本市の教育職員の仕事に対する高い「やりがい」（グラフ④参照）や心身の健康が、業務による過度な負担によって損なわれることのないよう、よりよい教育を行うための時間的余白を創出し、かつ、安心して専門性を発揮できる職場環境を確保する必要がある。

以上の課題を解決するために、次のとおり、基本方針と目標を定める。

### 3 取組の基本方針

2-(3)で示した課題を解決するため、次の3側面から取組を推進する。時間外勤務の削減や、業務の効率化だけに重きをおくのではなく、本市の教育職員が心身ともに健康で、かつ、仕事にやりがいを感じ、人間性や創造性を高めながら、前向きに仕事に取り組む、ワーク・エンゲージメントの高い状態を維持できる職場（ウェルビーイングな職場）の実現を図る。



#### 業務量管理 ～共にはたらく～

学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教育職員が業務を自己完結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教育職員や支援スタッフ等と分担する「協働」型業務を推進する。また、生成AIを校務のパートナーとして活用した業務効率化を図る。

【主な取組】 学校・教育職員が担う業務の適正化

#### 健康確保 ～元気にはたらく～

全ての教育職員が心身ともに健康に働き続けられるよう、教育職員の健康確保・維持に関する整備体制を強化する。

【主な取組】 医療専門スタッフの配置と活用、休息の確保

#### ワーク・エンゲージメント ～笑顔ではたらく～

日々の業務や自ら意欲的に学ぶことを通して得られるワーク・エンゲージメント向上のため、教育職員が主体的に学ぶ機会の確保と、専門性の高い業務に集中できる職場づくりを推進する。

【主な取組】 学校の主体的取組を後押しする教育委員会の伴走支援

## 4 目標

本市において達成を目指す目標は以下のとおり。特に、健康障害リスクが高い、時間外在校等時間が月80時間を超える者を0人にすることを最優先目標として設定する。

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
1か月あたりの時間外在校等時間が80時間を超える教育職員の月平均人数	小学校 6.9人 中学校 34.4人	小中学校ともに 0人

### (1) 業務量管理に関する目標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
時間外在校等時間が年360時間を超える教育職員の割合	小学校 47.7% 中学校 65.1%	小中学校ともに 0%
年間の年次有給休暇の平均取得日数	小学校 18.8日 中学校 15.8日	小学校 22日以上 中学校 20日以上

### (2) 健康確保に関する目標

項目	現状値（令和7年度）	目標値（令和11年度）
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	12.1%	5%
ストレスチェックにおける健康リスク値（総合）	79.7	70以下

### (3) ワーク・エンゲージメントに関する目標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
自身の業務にやりがいを感じている教育職員の割合	94%	95%
授業準備の時間が取れていると感じている教育職員の割合	(22%) 参考値（※）	80%以上
授業準備以外の、自己学習の時間が取れていると感じている教育職員の割合	31%	80%以上

※『教職員の働き方改革に関するアンケート』（令和6年度本市教育委員会）に基づく参考値。

（P4参照）

## 5 実施する取組内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容（P 11～14）に取り組む。

まずは、最優先の目標である「時間外在校等時間月80時間超の勤務者0人」の達成のため、勤務時間等の客観的把握と、時間外在校等時間の上限（月45時間、年360時間）の遵守を徹底する。

時間外在校等時間の上限遵守の徹底 【教委・学校】	【継続】
<p>校務支援システムの出退勤時刻と時間外勤務理由のデータを活用し、業務負担の原因分析と、その結果に基いた取組を検討・実施する。</p> <p>上限時間を超えた教育職員が確認された場合は、校長面談及び産業医による面接指導を実施し、業務の抜本的な見直しと削減を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量管理</li> <li>・健康確保</li> </ul>

勤務時間管理を取組の基盤にしなが、教育委員会と各校が「ウェルビーイングな職場づくり」の実現に向け、それぞれ主体的に取組を推進する。

### (1) 業務量管理に関する取組

文部科学省が示す『学校と教師の業務の3分類』に基づき、業務の役割分担を見直し、適正化を図る。特に、中学校勤務者において長時間労働の主因となっている部活動指導については、地域展開を進める。また、学校運営に関して施設管理負担が大きいプールも、民間施設の活用を拡充する。

部活動地域展開 【教委・学校】	【拡充】
<p>令和8年度の秋から、「地域クラブ活動『みんなのブカツ』」として、休日の全ての部活動を地域展開する。これにより、教育職員が休日に部活動の指導に携わる必要がない環境を、一体的に整備する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量管理</li> <li>・健康確保</li> </ul>

学校水泳の民間プール施設活用 【教委】	【拡充】
<p>令和8年度から全小学校において、民間プール施設を活用した水泳指導の外部委託を行い、教育職員の負担軽減につなげる。中学校においては、小学校全校実施後の課題分析と効果検証に基づき、今後研究を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量管理</li> </ul>

【学校と教師の業務の3分類】：文部科学省が、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、これまで学校が担ってきた業務を「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」に分類したもの。

## 5 実施する取組内容

授業準備等、教育職員が本来担うべき専門的な業務は、生成AI等による効率化を進める。また、それに注力できる環境整備と教育の質向上の両視点からも、「柔軟な教育課程編成」と「チーム・教科担任制」を一層推進する。

教育職員に負担感がある報告書作成や調査・統計等は、見直しと削減を図る。

校務DXの推進、生成AIの活用 【教委・学校】	【継続】
校務支援システムの活用により、校務の効率化を推進する。また、生成AIの活用により、授業準備やアンケートの結果分析、保護者向け文書の作成等、教育職員の利便性と負担軽減を向上させる。	・業務量管理
柔軟な教育課程の編成 【教委・学校】	【継続】
各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数を、真に必要な時数となるように設定し、各学校の状況に応じた効果的な指導を推進する。	・業務量管理
年度初めの日程の見直し 【教委】	【新規】
令和8年度初めの日程（始業式・入学式）の見直しにより、業務時間の確保や自己学習の機会の創出につなげる。	・業務量管理 ・ワーク・エンゲージメント
教科担任制・チーム担任制の推進 【教委・学校】	【継続】
教科担任制（小学校）やチーム担任制を推進する。これにより、教育職員の専門性を高め、質の高い教育の実現を図るとともに、授業準備や学級経営に係る個々の教育職員の負担を軽減させる。	・業務量管理 ・ワーク・エンゲージメント
調査等のさらなる見直し・削減 【教委】	【継続】
教育委員会が実施している調査や発出している通知等について、ICTの活用、様式の簡素化などにより、さらなる見直し・削減を図り、教育職員の負担軽減につなげる。	・業務量管理

## 5 実施する取組内容

その他取組として、「チーム学校」の考え方のもと、多様な専門スタッフや地域人材との連携による業務分担をさらに推進する。また、学校運営協議会等の場で、保護者や地域関係者へ教育職員の職場環境整備について、一層理解と協力を求めていく。

<p>困難事案に対する組織的対応体制の整備 【教委】</p>	<p>【継続】</p>
<p>学校への過剰な要求や、保護者との信頼関係の毀損といった、いわゆる「困難事案」については、学校や教育職員が単独で抱え込むことのないよう、学校問題解決支援コーディネーターを中心に、様々な専門家が参画する支援体制を整備する。中立・公正な第三者の介入が必要な場合は、四日市市行政型学校ADR（裁判外紛争解決手続）を活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量管理</li> <li>・健康確保</li> </ul>
<p>学校業務アシスタントの活用 【教委】</p>	<p>【継続】</p>
<p>教育職員が専門性を活かす業務に集中して取り組むことができるよう、学校業務アシスタントの配置と活用を推進する。また、各校の活用状況の把握と業務範囲拡大の検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量管理</li> </ul>
<p>外部委託化できる業務の検討 【教委】</p>	<p>【継続】</p>
<p>学校の除草作業や校内清掃等、外部委託化できる業務を検討し、教育職員の負担軽減につなげる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量管理</li> </ul>
<p>四日市版コミュニティスクールの取組充実 【教委・学校】</p>	<p>【継続】</p>
<p>地域人材の学校支援への参画や、学習支援ボランティア等による支援、また、登下校の見守り活動等、地域の人々の理解と協力を得た学校運営により、教育の質向上と、教育職員の業務適正化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量管理</li> </ul>

## 5 実施する取組内容

### (2) 健康確保、ワーク・エンゲージメントに関する取組

教育職員一人ひとりの心身の健康を守るため、メンタルヘルス不調を含む、健康問題の未然防止と早期発見に重点を置き、医療専門スタッフに直接相談できる体制を構築する。

また、自分自身の働き方を振り返ったり、同僚と一緒に専門性を高めたりする等、教育職員が主体的に学ぶ機会が確保された職場づくりを推進する。

産業保健師の配置 【教委】	【新規】
教育委員会内に教職員の健康管理を担う保健師を配置する。保健師による健康相談や定期健康診断後の保健指導、復職面接等により、教育職員の心身の健康問題の予防・早期発見、職場復帰支援等の健康管理体制を強化する。	・健康確保

勤務間インターバルの確保 【教委・学校】	【新規】
1 1時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。終業から次の始業までの間に、十分な休息時間を確保することで、心身の健康維持を図る。また、校務支援システムで、インターバル時間が表示されるよう、検討を行う。	・健康確保

安全衛生委員会の活性化 【学校】	【継続】
各校の安全衛生委員会で、教育職員の働き方や職場環境について、定期的に審議する体制を整え、職場環境の改善を図る。	・健康確保

ストレスチェックの活用 【学校】	【継続】
全校でストレスチェックを実施し、個人のセルフケアに繋げるとともに、管理職はその集団分析結果を職場環境の改善に活用する。	・健康確保 ・ワーク・エンゲージメント

各学校への教育委員会の伴走支援 【教委】	【拡充】
各学校における取組が進むよう、各校のニーズに合わせた職場づくりに関する校内研修会を提案・実施するなど、学校への支援を強化する	・ワーク・エンゲージメント

## 6 進捗管理、今後のフォローアップ

本計画の実効性を確保し、継続的な改善を図るため、市教育委員会と各学校がそれぞれの役割と責任のもとで、連携して取組を進める。

### 【取組状況の把握と公表】

- (1) 取組の着実な実行を図るため、年度ごとに取組状況を把握する。時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については校務支援システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックと、本市教育委員会独自で実施する教職員アンケート、それぞれの結果で把握する。
- (2) 把握した取組状況については、四日市市教育委員会ホームページで公表する。また、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

### 【学校への伴走支援】

- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして確認する中で課題が見られるときは、当該校に聞き取り・支援等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間になっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援を実施する。
- (4) 保護者・地域への理解を促進するため、本計画の内容について、ホームページ等で周知を行う。また、学校への連絡・相談を、教育職員の勤務時間内に行うよう協力を求めたり、学校外で生じた問題は、まずは家庭での指導を依頼したりする等、学校と地域・保護者がよりよい関係を築くことができるようなメッセージの発信等の支援を行う。

### 【各校での主体的な取組推進について】

- (5) 各学校は、全教育職員の共通理解及び校長のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の「ウェルビーイングな職場づくり」に関する取組を推進する。
- (6) 学校運営協議会の場や学校ホームページ等を活用し、自校の取組内容や進捗、成果について積極的に情報発信する等、対応可能な取組から保護者、地域等と連携・協議を進める。